

平成25年度第2回岩手県子ども・子育て会議

日 時：平成26年2月17日（月）
14：00～15：30

場 所：岩手県水産会館5階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 部会の設置について

(2) いわて子どもプラン（次世代育成支援対策推進法による岩手県行動計画）の進捗状況について

(3) その他

4 その他

(1) 子ども・子育て支援新制度に関する検討状況について（内閣府）

(2) 家庭的養護推進計画及び県推進計画について

(3) 東日本大震災津波による被災児童の状況について

(4) 岩手県保育士・保育所支援センターの設置について

5 閉 会

岩手県子ども・子育て会議出席者名簿

【委員】

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの保護者	保育所保護者	(社福)あすなる会 かがの保育園・保護者会	会長	山本 学	
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園PTA連合会	会長	晴山 千賀	
	小学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代	欠席
	中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	熊谷 義弘	
子ども・子育て支援	保育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	藤本 達也	
		日本保育協会岩手県支部	支部長	中村 美喜子	
事業者	教育	岩手県私立保育園連盟	会長	佐々木 政弘	
		岩手県国公立幼稚園協議会	会長	佐藤 清水	
	子育て支援	岩手県私立幼稚園連合会	会長	坂本 洋	欠席
		NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ	欠席
健全育成		岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
		岩手県社会福祉協議会・児童館部会	副部長	熊谷 幸一	
福祉	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
		岩手県児童養護施設協議会	副会長	佐々木 賢三	欠席
学識経験者	大学	岩手県母子寡婦福祉連合会	会長	松本 笑子	
		岩手県立大学社会福祉学部	教授	遠山 宜哉	
その他 知事が 必要と 認める者	行政	盛岡大学短期大学部	教授	大塚 健樹	
		釜石市	子ども課長	高橋 千代子	
	教育	岩手町	町民課長	澤口 寿	
		岩手県小学校長会	大慈寺小学校長	藤川 ひとみ	
	保健医療	岩手県中学校長会	常任理事	佐藤 嘉彦	
		岩手県医師会 (小児科)	常任理事	山口 淑子	欠席
	労働	岩手県医師会 (産科)	常任理事	吉田 耕太郎	欠席
		岩手経済同友会	専務理事	鈴木 修	
報道		日本労働組合総連合会岩手県連合会	会長	豊巻 浩也	欠席
		岩手朝日テレビ	事務局長	八幡 博文	代理
			総務部副部長	小野寺 洋美	

【事務局】

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
保健福祉部	児童家庭課	副部長兼保健福祉企画室長	浅沼 康輝
		総括課長	菅野 啄也
		健全育成担当課長	高橋 一志
		少子化担当課長	宮野 洋子
		主任主査	菊地 浩記
	主 査	小田島 玄	
総 務 部	法務学事課	私学・情報公開課長 主 任	岡崎 幸治 高橋 晃進
教育委員会事務局	学校教育室	主任指導主事	飯岡 竜太郎

(いわて子どもプラン関係室、課)

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
秘書広報室	広聴広報課	総括課長	野中 広治
政策地域部	政策推進室	主任主査	鈴木 暁之
環境生活部	環境生活企画室	企画課長	工藤 啓一郎
		総括課長	亀井 千枝子
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	伊藤 信一
		室長	野原 勝
		主任主査	吉原 武志
		特命課長	千田 貴浩
商工労働部	商工企画室	主任主査	藤原 由喜江
		労働課長	千田 利之
		企画課長	藤代 克彦
農林水産部	農林水産企画室	企画課長	村上 郁子
県土整備部	県土整備企画室	主査	村上 郁子
医療局	経営管理課	総括課長	熊谷 泰樹
		主査	吉田 知子
教育委員会事務局	教育企画室	社会教育主事	富手 冬樹
		主任指導主事兼主任保健体育主事	入駒 一美
		課長補佐	古館 常夫
警察本部	警務課	課長補佐	古館 常夫
		少年企画補佐	高橋 淳
		交通企画課	折居 勝弘

部会の設置について

1 設置根拠

岩手県子ども・子育て会議条例（平成 25 年岩手県条例第 69 号）第 5 条第 1 項において、「子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。」、また、同条第 2 項において、「部会は、会長の指名する委員をもって組織する。」と規定されている。

2 部会の設置

岩手県子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項に基づき、次のとおり「支援計画部会（案）」を設置する。

ア 所掌事項

県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に関すること。

イ 委員

岩手県子ども・子育て会議委員のうち、保育・幼稚園事業者等 10 人程度

ウ 開催予定回数（平成 26 年度）
4 回

3 今後の部会設置予定

(1) 子ども育成部会（仮称）

ア 所掌事項

子どもの健全な育成全般に係る施策の基本となる事項に関すること。

イ 委員

岩手県子ども・子育て会議委員のうち、10 人程度

(2) 幼保連携型認定こども園部会（仮称）

ア 所掌事項

認定こども園法に基づき、幼保連携型認定こども園の設置認可、事業の停止又は施設の閉鎖命令、認可の取り消しをしようとする際の意見聴取に関すること。

イ 委員

岩手県子ども・子育て会議委員のうち、10 人程度

子ども・子育て支援新制度に係る検討体制

【岩手県子ども・子育て会議】

- 所掌事項： 県子ども・子育て支援事業支援計画、いわて子どもプランに関すること
- 委員： 30人以内(福祉、保育・幼稚園事業者、行政、健全育成、保護者等)

【支援計画部会(案)】

- 所掌事項： 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に関すること
- 委員： 子育て会議委員のうち、保育・幼稚園事業者等10人程度

【子ども育成部会(仮称)】

- 所掌事項： 子どもの健全な育成全般に係る施策の基本となる事項に関すること
- 委員： 子育て会議委員のうち、10人程度

【幼保連携型認定こども園部会(仮称)】

- 所掌事項： 幼保連携型認定こども園の設置認可、事業の停止又は施設の閉鎖命令、認可の取り消しに関すること
- 委員： 子育て会議委員のうち、10人程度

報告

☆ 子ども・子育て会議以外の体制での検討を予定している子ども関係の計画

- ひとり親家庭等自立促進計画
- 家庭的養護推進計画 など

各計画内容は、県子ども・子育て支援事業支援計画及びいわて子どもプランに一部反映

計画の検討状況等は、相互に情報共有

庁内の検討組織

- 庁内関係部局の検討会議(部局長会議、幹事会、WG)
- 子ども・子育て支援新制度施行準備連絡会
所掌：新制度施行準備に関する事項
メンバー：法務学事課、学校教育室、児童家庭課

いわて子どもプラン（次世代育成支援対策推進法による岩手県行動計画）
の進捗状況について

1 子どもと家庭をめぐる状況について

ア 少子化の状況

- 平成 24 年の出生数は 9,276 人で、前年より 34 人減少しています。また、合計特殊出生率は 1.44 で、前年より 0.03 ポイント増加しましたが、依然として少子化傾向が続いています。

イ 結婚の状況

- 平成 24 年の平均初婚年齢は、男性 30.2 歳、女性 28.5 歳であり、上昇傾向にあります。また、25 歳から 44 歳までの各年齢層の未婚率も 10 年前と比較して上昇しており、特に男性は年齢階層が上がるに従って上昇幅が拡大しています。

ウ 子育て家庭の状況

- 世帯数は、平成 25 年 10 月で約 51.5 万世帯と年々増加していますが、その一方、世帯当たりの人員数は、平成 25 年 10 月で 2.51 人と減少傾向にあり、核家族化の進行により、子育てを親以外の家族から支援を受けることが難しい状況です。
- 働く女性の割合は、年々増加しており、平成 22 年では 44.8% となっており、多様な保育ニーズの対策が求められています。
- ひとり親家庭の状況は、平成 20 年は 13,409 世帯と増加しており、ひとり親家庭の自立した生活のための支援が必要となっています。

エ 子どもの状況

- 県に寄せられた児童虐待に関する相談は、平成 24 年度は 376 件と前年度より 16 件減少していますが、児童関係機関の緊密な連携による相談支援体制の充実が引き続き必要となっています。

オ 震災関連

- 被災児童の状況は、被災孤児は 94 人、被災遺児は 488 人（発災時胎児であった 6 人を含む）となっており、児童の健全育成のため、長期的な支援が必要となっています。
- 被災した児童福祉施設は、59 施設となっており、そのうち、施設復旧のための支援が必要な施設は 20 施設となっています。

カ 国の動向

- 平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が公布され、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すこととしています。

2 いわて子どもプランの進捗状況の概要について

3つの目指す姿、9つの具体的な推進方策、15の政策項目に係る指標を対象として、「達成」(100%以上)、「概ね達成」(80～100%未満)、「やや遅れ」(60～80%未満)、「遅れ」(60%未満)の区分に基づき、総合的に評価を実施したところ、いずれも「概ね達成」以上の割合が「やや遅れ」以下の割合を上回る結果となりました(詳細はP3「いわて子どもプラン」の主な指標の状況のとおり)。

☞27指標中、「達成」12指標(44.4%)、「概ね達成」7指標(25.9%)、「やや遅れ」1指標(3.7%)、「遅れ」7指標(25.9%) ※「達成」+「概ね達成」:70.4% 「やや遅れ」+「遅れ」:29.6%

3 課題

- 子ども・子育て支援新制度については、平成27年4月の施行に向けての準備が円滑に進むよう、実施主体である市町村支援の充実を図る必要があります。
- 周産期医療体制については、妊産婦等や医療従事者の負担軽減を図るため、医療機関の機能分担を推進するとともに、ICT等の活用による連携体制を強化する必要があります。
- 子どもの健全育成については、東日本大震災津波による被災孤児・遺児の健全な育成を支援するとともに、中長期にわたって被災児童のこころのケアに取り組む必要があります。
- 子育て家庭への支援については、増加傾向にあるひとり親家庭が、就職や自立に向けた生活ができるよう、母子自立支援プログラムの利用などの支援をしていく必要があります。

4 今後の方向

- 子ども・子育て支援新制度については、市町村に対し、引き続き必要な助言や支援を実施するとともに、県としても子育て当事者等の意見を踏まえながら、県子ども・子育て支援事業支援計画を平成26年度中に策定します。
- 周産期医療体制については、周産期医療情報ネットワークへの加入促進に引き続き取り組むとともに、ネットワークを活用した市町村と医療機関の連携や医療機関間による画像診断連携等を推進します。
- 子どもの健全育成については、被災孤児・遺児に対し、児童相談所等による訪問活動や各種支援制度の周知を図るとともに、「いわてこどもケアセンター」を継続して設置し、中長期にわたり被災児童のこころのケアに取り組めます。
- 子育て家庭への支援については、ひとり親家庭に対して母子自立支援プログラムの利用が促進されるよう、利用者の生活ニーズを踏まえた支援方策を検討するとともに、本事業の対象者を明確にし、各種会議等において周知するなど、市町村に対して働きかけます。

県では、以上のような現状を踏まえて、「男女がともに家庭や子育てに夢を持ち、次世代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を目指して、「若者が家庭や子育てに夢をもてる環境の整備」「子育て家庭の支援」「子どもの健全育成の支援」の3つの基本方向により、施策を推進しました。

子育て支援の推進状況

指標名	現状値(H22)	目標値(H24)	実績値(H24)	計画目標値(H26)	達成率	達成率	達成率が(D)または(C)となった理由
① 合計特殊出生率	1.39	1.39	1.44	1.39	A	A	
② 放課後児童クラブの設置数(累計)	275箇所	283箇所	295箇所	290箇所	A	A	
③ 「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(累計)	1,092店舗	1,250店舗	1,212店舗	1,400店舗	C	A	各広域振興局等において店舗訪問等を実施し、協賛店舗拡大に取り組みましたが、店舗閉鎖等による登録解除が多かったこと等から、協賛店舗数が伸びず、達成度は(C)となりました。
具体的な推進方策(工程表)							
指標名	現状値(H22)	目標値(H24)	実績値(H24)	計画目標値(H26)	達成率	達成率	達成率が(D)または(C)となった理由
④ 子育て応援ポータルサイト「いわて子育てらんど」(累計)(ページビュー件数)	0件	100,000件	229,764件	200,000件	A	A	
⑤ 両親学級への父親の参加者数(累計)	1,038人	3,100人	2,954人	5,300人	B	B	
⑥ 周産期医療情報ネットワークシステム参加機関数(累計)	63機関	68機関	65機関	72機関	D	-	一部市町村がシステムへの参加時期を平成25年度以降に見送ったことなどから、達成度は(D)となりました。
⑦ 妊婦健康診査を8回以上受診した妊婦の割合	85.8%	84.0%	88.3%	84.0%	A	B	
⑧ 一時預かり実施施設	177箇所	187箇所	185箇所	197箇所	B	A	
⑨ いわて子育てにやさしい企業認証数(累計)	11社	15社	17社	21社	A	A	
⑩ 母子自立支援プログラム策定件数	30件	33件	12件	40件	D	A	当該プログラムを採らない就労である「福祉から就労」支援事業について、実施主体である公共職業安定所が利用促進を回ったことから、短期間での職業紹介を希望する利用が減少したため、12件にとどまり、達成度は(D)となりました。
⑪ 子ども遊び普及事業実施数	12箇所	12箇所	13箇所	12箇所	A	A	
⑫ 里親等委託率 ※被災孤児の委託を除く	10.1%	12.6%	16.8%	13.4%	A	A	

政策項目及び指標名	現状値(H22)	目標値(H24)	実績値(H24)	計画目標値(H26)	達成率	達成率	達成率が(D)または(C)となった理由
雇用・労働力の確保							
⑬ ジョブカフェ等のサービス提供を受けて就職決定した人数	2,000人	2,000人	2,527人	2,000人	A	A	
⑭ セミナー等参加企業数	124社	120社	97社	150社	B	-	
安全・安心な生活環境の確保							
⑮ 自主防犯団体のうち犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組んでいる団体の割合	40.4%	50.0%	44.4%	60.0%	D	A	危険箇所点検の実施や地域安全マップ作成などの活動に取り組んでいる自主防犯団体の割合は、取組事例を紹介するなど活動支援を行いました。被災地などの新設の団体の活動がパトロール中心の活動にとどまり、また、危険箇所点検の実施などに取り組む団体数が減少したため、達成度は(D)となりました。
食の安全・安心の確保							
⑯ 食の安全性の確保の取組が行われていると感じる人の割合	79.4%	84.0%	76.9%	88.0%	D	-	原発事故による放射性物質の影響への対応など食品の安全性に関する情報が広報活動を通じて消費者に十分届かなかったこと等のため、79.6%にとどまり、達成度は(D)となりました。
⑰ 県内市町村における食育推進計画の策定割合	84.7%	85.0%	83.9%	95%	A	D	
少子化対策の推進							
⑱ いわて希望塾参加者数(累計)	125人	460人	416人	800人	B	C	
⑲ いわて・親子家庭フォーラム参加者数(累計)	628人	1,800人	1,791人	3,000人	B	D	
男女共同参画の推進							
⑳ 共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合	30.8%	35.0%	29.0%	40.0%	D	A	女性の家事時間が増え男性の育児時間が減少したことにより男性と女性の差が拡大したため、前年度より0.3ポイント減少し29.0%となり、達成度は(D)となりました。
㉑ 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合	50.0%	62.0%	56.1%	74.0%	D	A	改選期において、充て職の見直しや公募制の導入などを働きかけましたが、委員の選任分野の専門職に女性が少ないなどの理由から、前年度から0.6ポイント減少し56.1%となり、達成度は(D)となりました。
㉒ 男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)	68人	86人	83人	106人	B	C	
㉓ 男女共同参画センターと地域団体との交流事業実施回数(累計)	-	6回	9回	12回	A	A	
子育て支援の推進							
㉔ 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合	84.1%	85.1%	87.2%	86.1%	A	A	
特別支援教育の推進							
㉕ 作成が必要な全ての児童生徒について「個別的教育支援計画」を作成している学校の割合	38%	68%	46%	100%	D	C	個別的教育支援計画を策定するために必要な外部関係機関との調整に時間を要したため、46%にとどまり、達成度は(D)となりました。
㉖ 特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合	58.0%	80.0%	76.0%	100.0%	B	D	
子育て支援の推進							
㉗ 通学路(小学校)における歩道整備率	73.7%	74.1%	74.4%	75.6%	A	A	

● 3つの目指す姿、9つの具体的な推進方策、15の政策項目に係る指標を対象として、「達成」「概ね達成」「やや遅れ」「遅れ」の区分に基づき、総合的に評価を実施したところ、いずれも「概ね達成」以上の割合が「やや遅れ」以下の割合を上回る結果となりました。

● 27指標中、A:12指標(44.4%)、B:7指標(25.9%)、C:1指標(3.7%)、D:7指標(25.9%)
(A+B:70.4%、C+D:29.6%)

参考：達成度の判定区分

区分	年度目標達成度
達成(A)	100%以上
概ね達成(B)	80%以上100%未満
やや遅れ(C)	60%以上80%未満
遅れ(D)	60%未満

年度	項目	事業名	予算	実行	新規	事業内容	実績状況	
18年度	18		1261	1243				
1	18 19 の促進	1-2 若者の就労や交流活動 (青少年・男女共同参加型)	18.4	18.3	0.1	○	青少年の健全育成を目的に、青少年活動センターを風化防止と取組等を推進します。 いわて若者センター(2回) ・青少年ふれあい相談室の設置(3回) ・青少年ふれあい相談室の設置(3回)	いわて若者センター(12/24・138名参加) 17/56年度 7/16(25名・17/14名) 1/28(26名) ・青少年ふれあい相談室の設置(3回現在) 相談件数: 247件(H26:12/31現在)
2		1-2 若者の就労や交流活動 の促進	20.1	0.0	20.1	○	社会的自立が困難な青少年(ニ中等)の置かれた状況に際して、ボランティア・ソーシャル・ネットワーク等の支援プログラムを適切に提供すると、社会的自立に向けた支援を実施します。 ・訪問支援の実施 ・活動・交流支援の実施 ・ソーシャル・ネットワークの実施 ・相談対応	・訪問支援件数: 92件 ・ボランティア・ネットワークの日参加者数: 26,496人 ・ソーシャル・ネットワーク実施日数: 198日 ・協力企業登録件数: 220件 ・ボランティアネットワークの登録(H25:12月現在) 利用者数: 30,570人 登録者数: 1,827人 (※何れの欄にもH26:12/31現在の数値)
3	13	1-2 若者の就労や交流活動 の促進	107.5	108.0	△0.5	○		
4	13	1-2 若者の就労や交流活動 の促進	20.2	19.0	1.2			
5	22	1-1 男女ともに子育てを担う意識の醸成	21.3	21.3	0.0			
6	3	2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	1.5	5.5	△4.0			
7	3	2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	8.8	8.2	0.6			
8	2	2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	24.3	36.5	△12.2	○		
9		2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	3.6	1.4	2.2	○		
10	27	2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	1,453	1,314.5	141.0			
11	27	2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	525.8	811.5	△285.7	○		
12		2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	0.6	0.6	0.0			
13	15	2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	2.9	2.9	0.0	○		
14		2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	45.5	45.5	0.0	○		
15	15	2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	4.5	4.5	0.0			
16		2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	2.5	0.0	2.5	○		
17		2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	3.7	2.9	0.8			
18		2-1 みんなで子育てを担う意識の醸成	2.5	0.0	2.5	○		
19	6	2-3 親子の健康づくりの充実	876.8	1,893.7	△1,016.9			
20		2-3 親子の健康づくりの充実	78.9	77.4	1.5			

No.	種別	項目	事業名	予算	実績	差引	所見	備考	事業内容	実施状況
21	2-3	親と子の健康づくりの充実	生涯を通じた女性の健康支援事業費(児童養育)	6.3	5.8	0.5			生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るための、各種の健康教育事業、健康支援、不妊専門相談等の事業を実施する。	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るための、各種の健康教育事業、健康支援、不妊専門相談等の事業を実施している。
22	2-3	親と子の健康づくりの充実	「第一」ジョブ2020運動推進事業費(児童養育)	5.3	6.5	△1.2			市町村・都市医師会等と連携し、母子園及び幼稚園等に関する健康検査等を通じて体力及び口腔の維持推進を図ります。	保健所が学校・都市医師会等と連携し、母子園(児中・高小)において歯科健康検査を実施(県誌)
23	2-3	親と子の健康づくりの充実	児童生活保護完全養育推進事業(スクールカウンセラー等配(学級教育室))	331.4	353.5	△22.1			児童生活保護完全養育推進事業(学級不運対応総合対策(学級教育室))	高等学校における学校不運対応問題への対応や、児童生活保護推進センターにゲームズを合わせた生涯学習を実施するために、自立支援センターに配置する等と、県立総合教育センターに自立支援相談員を配置する。
24	2-3	親と子の健康づくりの充実	児童生活保護完全養育推進事業(学級不運対応総合対策(学級教育室))	14.5	15.9	△1.4			児童生活保護完全養育推進事業(学級不運対応総合対策(学級教育室))	県が(児)のニーズに対応した質の高い保育が受けられるよう、県内各地に(児)の保育の拠点となる「県立保育センター」の整備を行い、基本計画に鑑み、移転整備計画に向けた取組みを推進します。
25	2-3	親と子の健康づくりの充実	児童生活保護完全養育推進事業(学級不運対応総合対策(学級教育室))	197.6	118.1	79.5			児童生活保護完全養育推進事業(学級不運対応総合対策(学級教育室))	空心的で子どもを育てられる体制の整備を図るため、保育所の整備促進や保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する経費への補助等に取り組めます。
26	2-3	親と子の健康づくりの充実	児童生活保護完全養育推進事業(学級不運対応総合対策(学級教育室))	1.9	2.6	△0.7			児童生活保護完全養育推進事業(学級不運対応総合対策(学級教育室))	保育所における低年齢保育、休日保育及び緊急・病後児保育などの整備に要する経費を支援します。
27	2-4	保育サービスの充実	子育て支援対策臨時特別事業費(児童養育)	703.3	1445.2	△741.9			市町村が行う小型児童園、児童センター及び放課後児童クラブ等の整備に要する経費を一時的に提供する場合、子ども園の施設整備に要する経費の一部を補助しようとするものです。	児童養育施設整備(児童養育センター)を2箇所(定員増300人予定)
28	2-4	保育サービスの充実	保育対策等低年齢事業費(児童養育)	650.2	601.1	59.1			児童養育センターを1箇所(定員増300人予定)	児童養育施設整備(児童養育センター)を2箇所(定員増300人予定)
29	2-4	保育サービスの充実	児童生活保護完全養育推進事業(児童養育)	59.1	80.0	△88.9			児童生活保護完全養育推進事業(児童養育)	児童生活保護完全養育推進事業(児童養育)
30	2-4	保育サービスの充実	児童生活保護完全養育推進事業(児童養育)	490.1	0.0	490.1			児童生活保護完全養育推進事業(児童養育)	児童生活保護完全養育推進事業(児童養育)
31	2-5	子育てに関する施策の充実	子育て支援推進事業費(児童養育)	1.5	5.5	△4.0			子育て支援推進事業費(児童養育)	子育て支援推進事業費(児童養育)
32	2-5	子育てに関する施策の充実	子育て支援推進事業費(児童養育)	73.8	73.6	0.2			子育て支援推進事業費(児童養育)	子育て支援推進事業費(児童養育)
33	2-5	子育てに関する施策の充実	子育て支援推進事業費(児童養育)	21.3	21.3	0.0			子育て支援推進事業費(児童養育)	子育て支援推進事業費(児童養育)
34	2-6	経済的負担の軽減	子どものための手当等市町村支給職員負担(児童養育)	3,108.7	2,881.4	1,273.3			子どものための手当等市町村支給職員負担(児童養育)	子どものための手当等市町村支給職員負担(児童養育)
35	2-6	経済的負担の軽減	私立高等学校授業料等支援(法務学事課)	4,784.4	4,811.3	183.1			私立高等学校授業料等支援(法務学事課)	私立高等学校授業料等支援(法務学事課)
36	2-6	経済的負担の軽減	私立高等学校授業料等支援(法務学事課)	1,022.7	1,021.9	0.8			私立高等学校授業料等支援(法務学事課)	私立高等学校授業料等支援(法務学事課)
37	2-6	経済的負担の軽減	私立高等学校授業料等支援(法務学事課)	26.1	16.6	9.5			私立高等学校授業料等支援(法務学事課)	私立高等学校授業料等支援(法務学事課)
38	2-7	ひとり親家庭等への支援の充実	母子家庭等セルフサポート事業(児童養育)	60.3	60.3	0.0			母子家庭等セルフサポート事業(児童養育)	母子家庭等セルフサポート事業(児童養育)
39	2-7	ひとり親家庭等への支援の充実	健康支援能力開発事業(雇用対策・労働室)	497.2	535.9	△28.7			健康支援能力開発事業(雇用対策・労働室)	健康支援能力開発事業(雇用対策・労働室)
40	2-7	ひとり親家庭等への支援の充実	生活福祉資金貸付事業推進補助(地域福祉課)	1,110.3	1,431.1	△320.8			生活福祉資金貸付事業推進補助(地域福祉課)	生活福祉資金貸付事業推進補助(地域福祉課)
41	3-1	地域における健全育成活動	児童子育て活動推進事業(児童養育)	802.7	939.8	△89			児童子育て活動推進事業(児童養育)	児童子育て活動推進事業(児童養育)
42	3-1	地域における健全育成活動	児童子育て活動推進事業(児童養育)	167.8	169.6	△1.8			児童子育て活動推進事業(児童養育)	児童子育て活動推進事業(児童養育)
43	3-2	岩手の食育の推進	食育推進活動推進事業費(県民くらしの安全課)	1.2	1.3	△0.1			食育推進活動推進事業費(県民くらしの安全課)	食育推進活動推進事業費(県民くらしの安全課)
44	3-2	岩手の食育の推進	食育推進活動推進事業費(県民くらしの安全課)	4.1	4.2	△0.1			食育推進活動推進事業費(県民くらしの安全課)	食育推進活動推進事業費(県民くらしの安全課)

参考② いわて子どもプログラム 関連事業(平成25年度主要事業)

(百万円)

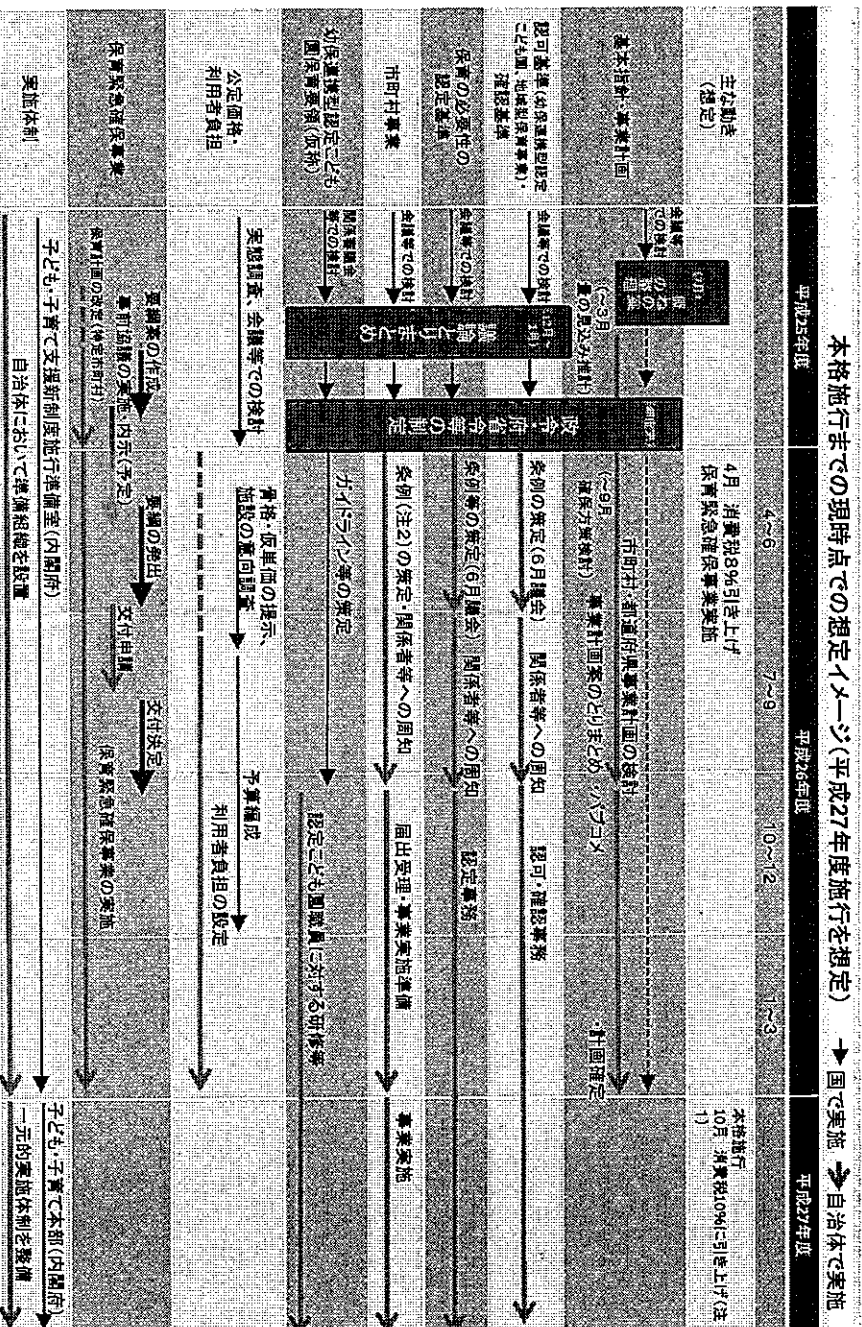
Table with 7 columns: No. (No.), 項目 (Item), 事業名 (Project Name), 予算 (Budget), 実行額 (Actual Amount), 割合 (Ratio), 備考 (Remarks), 担当 (Personnel), 実施状況 (Implementation Status). Rows 45-61 contain data for various educational programs including '児童虐待防止対策', '児童虐待防止対策強化事業', '児童虐待防止対策強化事業(児童虐待)', etc.

全国厚生労働関係部局長会議 (厚生分科会)

子ども・子育て支援新制度に関する検討状況について

内閣府

平成26年1月22日(水)



(注1)消費増税の引き上げは、経済状況を踏まえて判断。
(注2)認定子ども・子育て支援事業の開始では、段階的児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある(25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。)*。

	25年4月	25年度夏	25年末	26年4月
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 会 議 部 会 </div>	基本指針	→		
	保育の必要性の認定基準		→	
	確認基準		→	
	認可基準 (幼保連携型)		→	
	認可基準 (地域型保育)		→	
	市町村事業		→	
	公定価格、利用者負担			→ (骨格の提示)
				→
				→
				→

政
省
令
等
の
公
布

※1月以降も、当面、月2回程度のペースで会議を開催する予定。

子ども・子育て会議の開催状況

(子ども・子育て会議)

- 第1回 平成25年4月26日
- 第2回 平成25年5月31日
- 第3回 平成25年6月21日
- 第4回 平成25年7月5日
- 第5回 平成25年7月26日
- 第6回 平成25年9月1日
- 第7回 平成25年10月3日
- 第8回 平成25年11月25日
- 第9回 平成25年12月16日
※第10回基準検討部会との合同会議
- 第10回 平成25年12月26日
※第11回基準検討部会との合同会議
- 第11回 平成26年1月15日
※第12回基準検討部会との合同会議

(子ども・子育て会議基準検討部会)

- 第1回 平成25年5月8日
- 第2回 平成25年6月28日
- 第3回 平成25年7月25日
- 第4回 平成25年8月29日
- 第5回 平成25年9月20日
- 第6回 平成25年10月18日
- 第7回 平成25年11月15日
- 第8回 平成25年11月25日
- 第9回 平成25年12月11日
- 第10回 平成25年12月16日
※第9回子ども・子育て会議との合同会議
- 第11回 平成25年12月26日
※第10回子ども・子育て会議との合同会議
- 第12回 平成26年1月15日
※第11回子ども・子育て会議との合同会議

子ども・子育て会議における取りまとめ事項について（参考）

1. 基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 保育の必要性の認定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3. 確認制度（運営基準、情報公表等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
4. 幼保連携型認定こども園の認可基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
5. 地域型保育事業の認可基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
6. 地域子ども・子育て支援事業（市町村事業）・・・・・・・・・・・・・18
7. 公定価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

※公定価格については、今年度末の骨格取りまとめに向けて更に議論

1. 基本指針について

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）を策定。
- 子ども・子育て支援法第60条）
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。（計画期間 5年間）
- 限られた期間（平成26年度前半までに計画案を取りまとめることが必要）の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

<参考> 計画策定のスケジュール

平成25年夏	基本指針案の提示	市町村において利用希望の調査を実施	} 地方版子ども・子育て 会議の意見を 聴きながら検討。
→平成25年夏以降～		都道府県計画、市町村計画の作成	
平成26年度前半 後半～		都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ 認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】	
平成27年4月（予定）		子ども・子育て支援新制度本格施行	

◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、
- ・カーケア・ライフ・バランスと車の両輪。
- ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。 →これらの点にも留意した計画作成が必要。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント —「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

＜確保の内容・実施時期＞

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

- 教育のみ＜1号＞
- 保育の必要性あり（3～5歳）＜2号＞
- 保育の必要性あり（0～2歳）＜3号＞

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり（3～5歳）＜2号＞」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

（〇年度に〇人分）

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、フアンシーサボートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等（13事業）

○認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

－区域①－

＜量の見込み＞

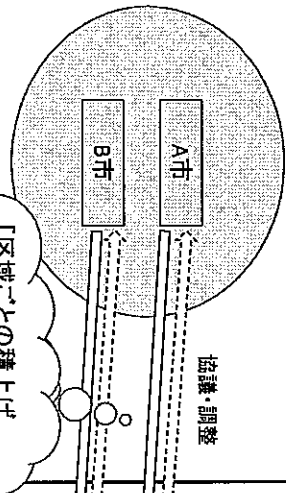
- 教育のみ＜1号＞
- 保育の必要性あり（3～5歳）＜2号＞
- 保育の必要性あり（0～2歳）＜3号＞

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

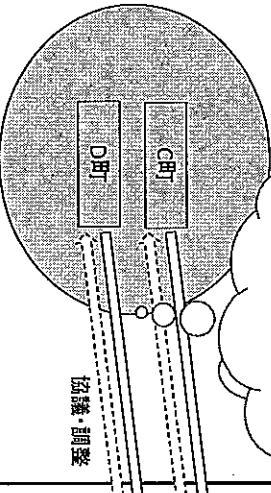
不足がある場合は整備
（〇年度に〇人分）

区域①



「区域ごとの積み上げ＋広域調整」を踏まえて設定（参酌標準）

区域②



－区域②－

＜量の見込み＞

- 教育のみ＜1号＞
- 保育の必要性あり（3～5歳）＜2号＞
- 保育の必要性あり（0～2歳）＜3号＞

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備
（〇年度に〇人分）

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置
- 専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携
- 市町村の区域を超えた広域的な早地から行う調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

（※）都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否（需給調整）を、都道府県計画に基づいて判断（次ページ参照）。

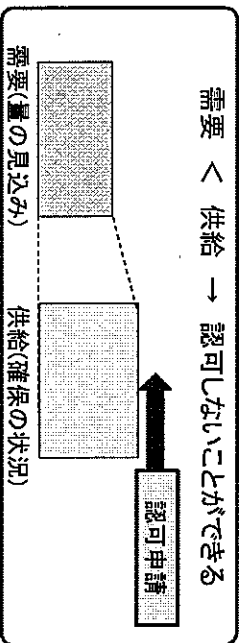
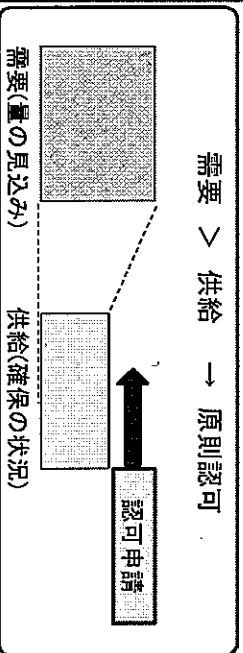
需給調整の仕組み

既存施設が認定こども園に移行しようとする場合

既に幼児期の学校教育又は保育の需要が満たされている場合に、既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行するため、認可・認定の申請があった場合、どのように取り扱うか。

- 認定こども園への移行を促進するため、既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行しようとする場合には、「需要」に「都道府県計画で定める数」を加え、これに達するまでは、認可・認定をするものとする。
- 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況やこれらの施設の認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園・保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定する。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

【参考：需給調整の仕組み】



2. 保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

<p style="text-align: center;">現行の「保育に欠ける」事由</p> <p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 昼間労働することを常態としていること(就労) ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産) ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害) ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護) ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧) <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

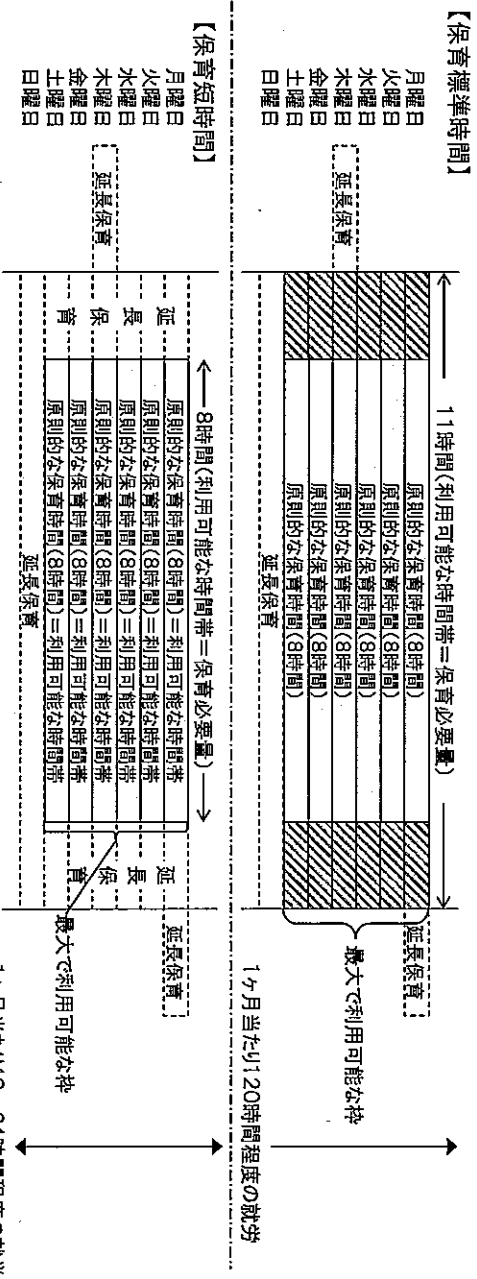
	<p style="text-align: center;">新制度における「保育の必要性」の事由</p> <p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p style="text-align: center;">※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動・起業準備を含む ⑦ 就学・職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大幅りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

〔保育必要量のイメージ〕(一般的な保育所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業者ごとに定める



3. 確認制度について

1. 概要
 - 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、認可施設・事業者から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
 - 確認を受けた施設・事業者は、運営基準を遵守しなければならず、また、それらの施設・事業者に関する基本的な情報を都道府県が利用者に公表する。
2. 運営基準について
 - 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する教育・保育の内容・手続きの説明、同意、契約 ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 など
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) など
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・運営方針、職員の職種・員数等の重要事項を定めた運営規程の策定・掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ・会計処理(区分経理等) など
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

3. 情報公表について

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

分類		主な事項
基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地、代表者の氏名等 ・施設の種別(幼稚園、保育所、認定こども園)、地域型保育事業の種別(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育) ・名称、所在地等 ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況) ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数、経歴年数等) ・職員1人当たりの子ども数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 など
	施設	
運営情報		<ul style="list-style-type: none"> 施設、事業の運営方針 教育・保育の内容・特徴 運営基準 給食の実施状況 相談、苦情等の対応のための取組状況 自己評価等の結果 事故発生時の対応 など

4. 幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認定となり、設備について、現行基準を適用する。

2. 設置/パターン別の基準案

施設の種類	基本的考え方	主な基準案
【新設】の/パターン 新設に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。 	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子ども数の教育時間は学級を編制し、専任の保育教師を1人配置。 ・具体的な職員配置基準は、公定価格の議論において検討。 <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者。ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡・1学級につき100㎡増) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほか<室は3.3㎡/人) <p>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どもの数について保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡・1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 <p>※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</p> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。

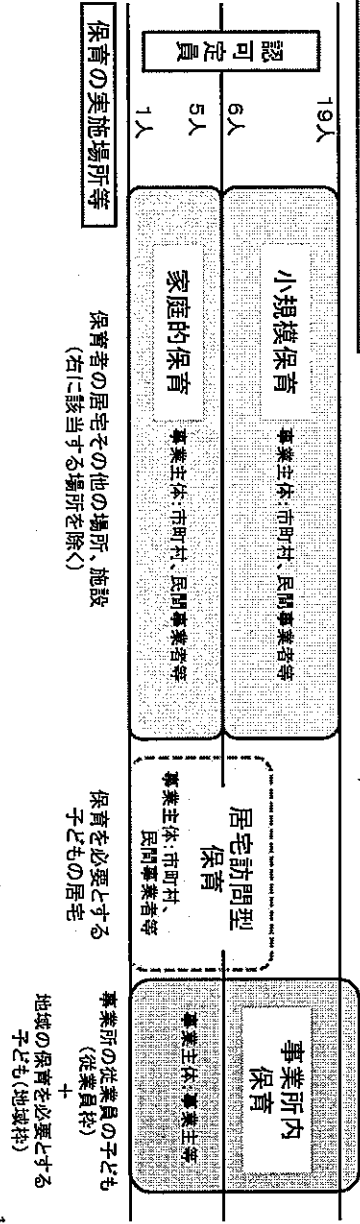
施設の設置 パターン	基本的考え方	主な基準案
<p>【既存の幼稚園・保育所から の移行】のパターン） 勝設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼児連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、設置条件に關して、移行特例を設ける。</p> <p>・確認制度における情報公表制度において、移行特例業務を実質的に促す。</p> <p>・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</p>	<p>〈園舎面積〉 ・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほろく室は3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)で可。</p> <p>〈園庭の設置・面積〉 ・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)で可。</p> <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉 ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地の算入可。</p>
<p>【現行の幼児連携型認定こども園からの移行】のパターン） 法律上新たな幼児連携型認定こども園の設置認可を要したものとみなされる場合</p>	<p>・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に關して、現行の幼児連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則)</p> <p>・設備に關して、現行の幼児連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、職員配置や運営などについては、新設と同じ基準)</p>	<p>・設備に關して、現行の幼児連携型認定こども園の設備基準によることを認める。 (学級編制、職員配置や運営などについては、新設と同じ基準)</p>

5. 地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が見つけられる仕組みとすることをしている。

- ◇ **小規模保育(利用定員6人以上19人以下)**
 - …比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施
- ◇ **家庭的保育(利用定員5人以下)**
 - …家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施
- ◇ **居宅訪問型保育**
 - …保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
- ◇ **事業所内保育**
 - …企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け



小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園)、B型(保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな職員の配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- A型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

＜主な認可基準＞

職員数	小規模保育事業		0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	A型	B型	
0歳児 3:1 1-2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	
資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者
設備・面積	0歳・1歳児 1人当たり1.65㎡ ほかく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設置を求める。
 ※ 連携施設や保育従事者の確保が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特別措置を設ける。
 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。 16

家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

＜主な認可基準＞

家庭的保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	
職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様		0～2歳児 1:1	
資格	家庭的保育者 (十家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者 市町村長が認める者	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	
設備・面積	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡				
給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員			

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設置を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
 ※ 連携施設や保育従事者の確保が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特別措置を設ける。
 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。 17

6. 地域子ども・子育て支援事業について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国文都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

【対象事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【子ども・子育て会議等での主な取りまとめ事項】

事業名	主な取りまとめ事項（詳細は別紙参照）
利用者支援事業	新規事業となるため、事業内容を検討。①基本型、②特定型を創設。
一時預かり事業	事業の普及を図るため、事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算）、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編。
放課後児童クラブ	事業の実施にあたっての設備運営に関する基準の方向性を了承。専門委員会」にてとりまとめられ、当会議に報告された。 ※社会保険審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」にてとりまとめられ、当会議に報告された。

「利用者支援事業」について

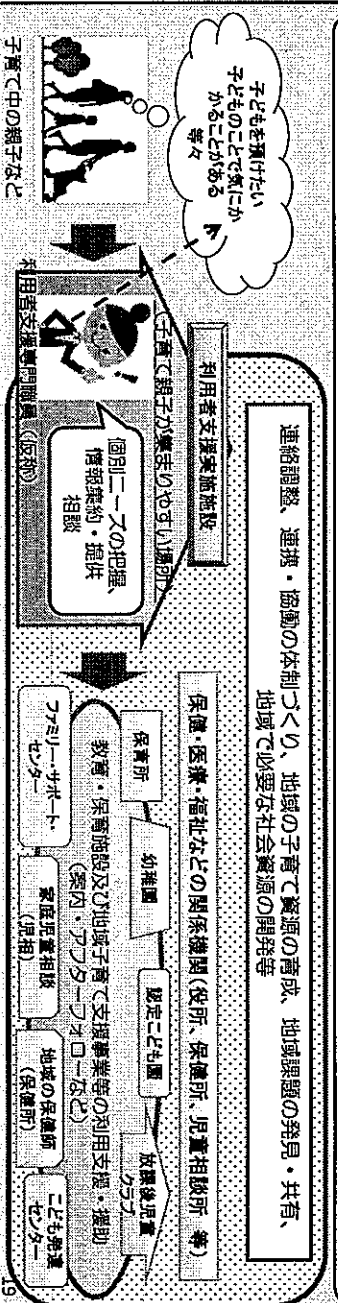
事業の目的
子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

- 総合的な利用者支援
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」
- 地域連携
子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ①「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例：地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ②「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



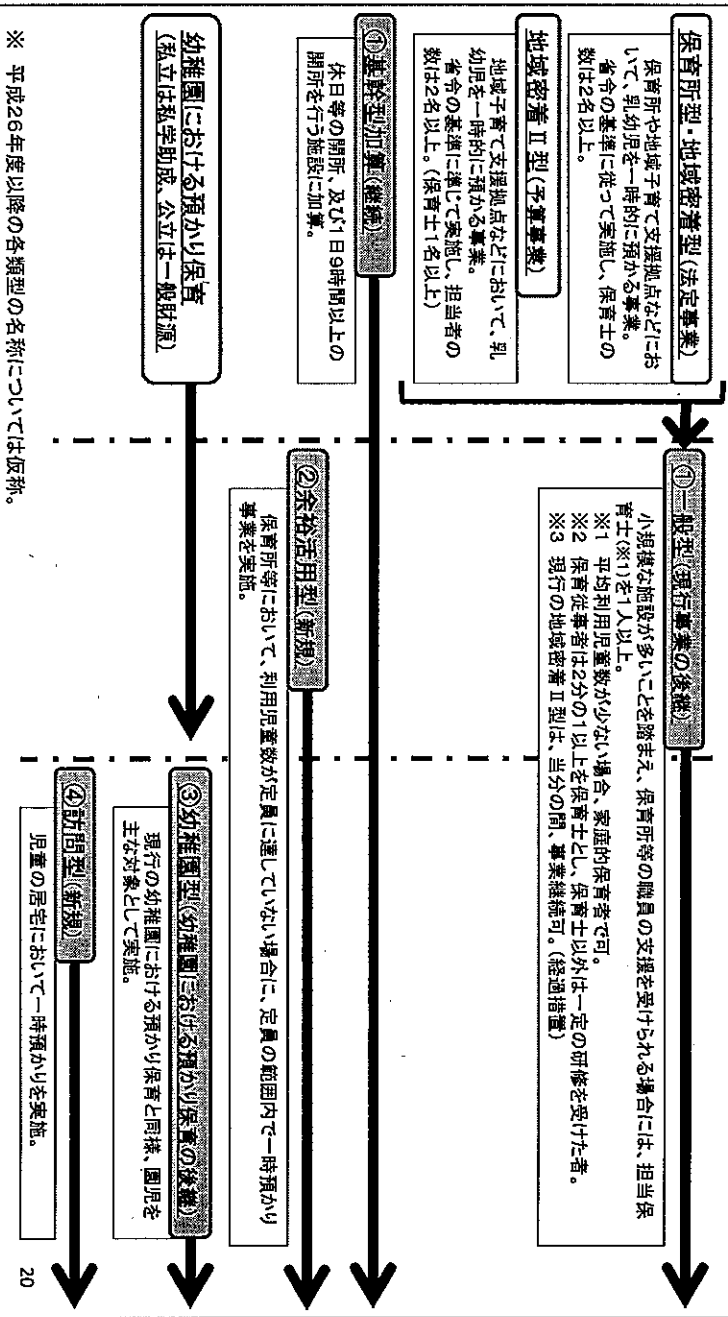
一時預かり事業について

○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

現狀

H26【保育緊急確保事業】

H27【新制度施行】



放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要について(平成25年12月25日)

経緯

- ・24年8月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。(改正後の児童福祉法第34条の8の2)
- ・25年5月、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、省令で定める設備及び運営に関する基準について審議のうえ、12月25日に報告書が公表された。
- ・今後、同報告書を踏まえ、年度内を目途に省令基準を策定する。

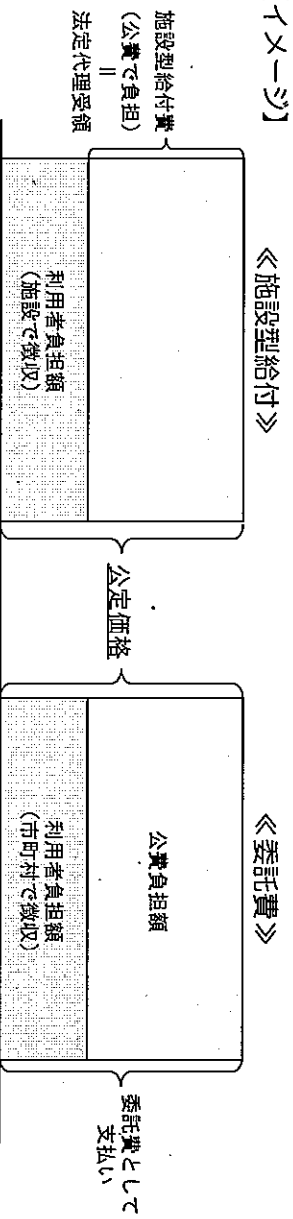
報告書の概要

1. 従事する者【従うべき基準】
 - 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とするのが適当。(一定の経過措置等についても検討)
2. 員数【従うべき基準】
 - 職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。
3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】
 - 児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当。
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。
4. 施設・設備【参酌すべき基準】
 - 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当。
5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】
 - 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当。
6. その他の基準【参酌すべき基準】
 - 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当。
7. その他(基準以外の事項)
 - 市町村は、定員や待機児童の状況等を一体的に把握し、必要にに応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
 - 利用ニーズの増加に対して優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童」など発達のプロ点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。

7. 公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
(子ども子育て支援法27条、29条等)
「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」
- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。
※この基本構造は委託費も同様。

【イメージ】



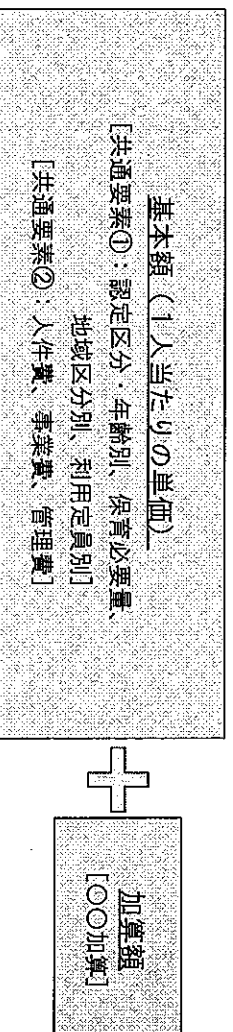
22

公定価格に関する論点について

公定価格の基本的な構造

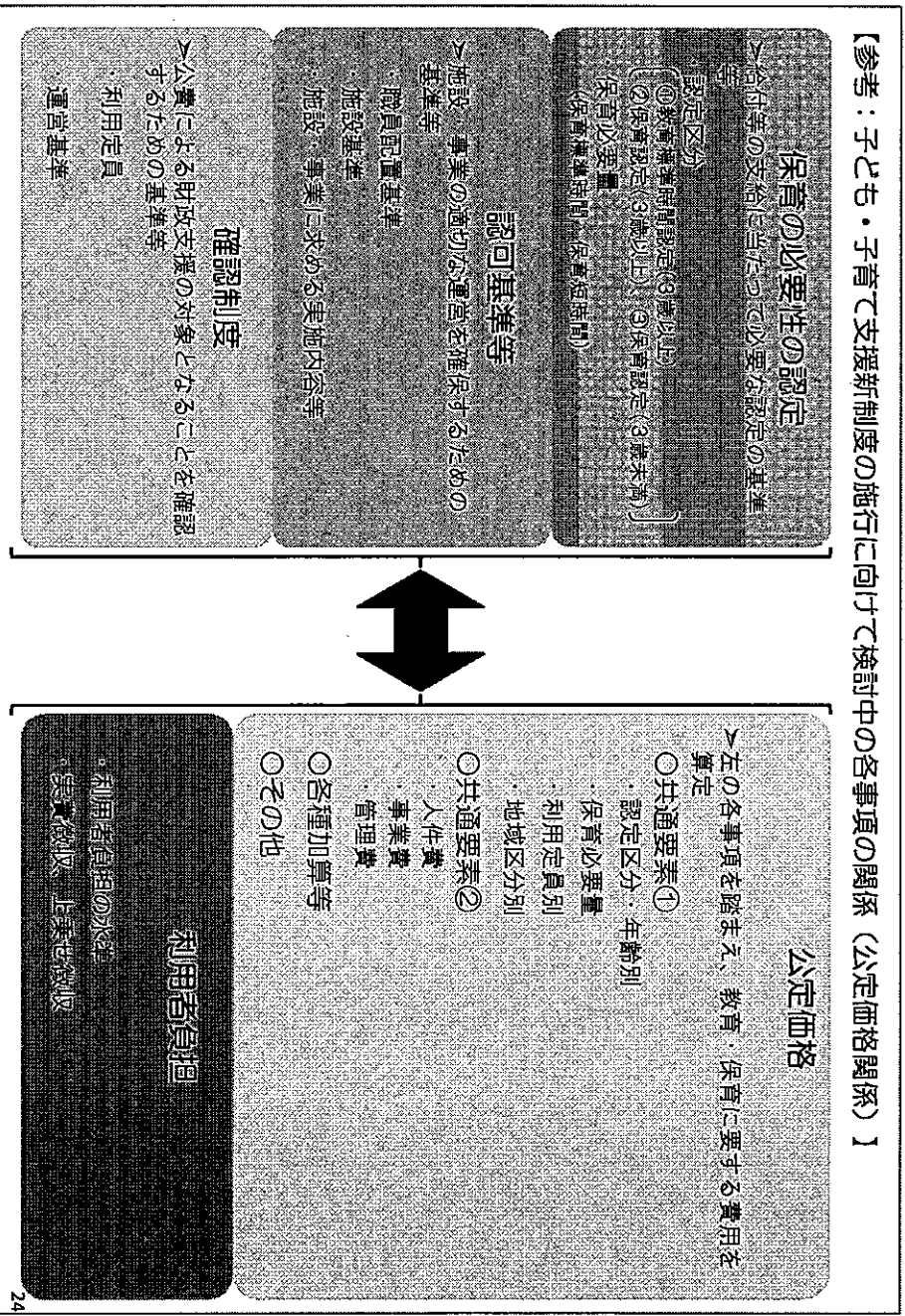
- 子ども・子育て新制度における公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベースに、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。
- 現在、子ども・子育て会議（基準検討部会）において、公定価格に関する議論とともに、価格の算定に密接に関連する「保育の必要性の認定」、「新幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可基準」、「確認制度（定員制度、運営基準等）」などについても、並行して議論を進めているところ。

《公定価格（基本額） イメージ》



23

【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】



公定価格の検討スケジュール（イメージ）

○ 公定価格の具体的な金額は、最終的に平成27年度予算編成を控えて決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める公定価格の「骨格（算定構造）」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。

※ 国・地方自治体においても、事業計画の策定や平成27年度概算要求に向けて所要額を見込む必要がある。

平成25年度

- 9月～
 - 子ども・子育て会議において順次議論
 - ～年度末
 - 子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ
 - ※ 「骨格」＝「基本部分・加算部分・減算部分の構造」

平成26年度

- 4月～6月頃
 - 骨格、仮単価の提示
 - 概算要求に向け、保育所、幼稚園などに係る給付等の所要額の見込み
 - ※ 幼稚園は新制度への移行と現行制度への残留の両者が想定されるため、概算要求に向けて意向調査を実施予定。
- 8月
 - 概算要求
 - 10月頃～
 - 各市町村で平成27年度の保育所入所手続きを開始、各幼稚園で平成27年度の園児募集
 - 年末・年度末
 - 国ベースの金額の確定（政府予算案）
 - 子ども・子育て会議で諮問・答申

「保育緊急確保事業」について

事業内容等

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を優先的に支援する。

【実施主体】

市町村(特別区含む)

※特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円 《国 1,043億円 地方 1,264億円》

施設型給付(地域型保育給付)に移行する事業等

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業(保育所型)
- ⑦ 認定こども園事業(幼稚園型)
- ⑧ 保育士等処遇改善臨時特別事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ⑪ 民有地でワッチャ事業

【補助率 1/2】

※⑩保育士等処遇改善臨時特別事業は、国の補助率3/4。

地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

- ① 放課後児童クラブの充実
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ フレミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【補助率 1/3】

平成26年度における「社会保障の充実」(概要)

参考

(単位:億円)

事業内容	事業内容	1,348 (注3)	40	40
待機児童解消の推進と地域の子ども・子育て支援の充実 (「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業の実施)		1,348 (注3)		
		80		40
		64		8
		353		105
		544		181
		43	22	
		612		612
		42		5
	障害・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立等		126	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大		10	
合計		4,962		2,713

※ 医療提供体制改革のための新たな財政支援制度(基金)については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施。その結果、基金規模は合計904億円。

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入の關係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 「保育緊急確保事業」の国分(1,043億円)は内閣府、保育所運営費の国分(304億円)は厚生労働省に計上。

家庭的養護推進計画及び県推進計画について

1 計画策定の背景

平成 23 年 7 月、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が取りまとめた、「社会的養護の課題と将来像」において、より家庭的な環境で児童を養育する体制を整備し、全国で、「施設が 9 割、里親が 1 割」である現状に対し、15 年後には、「施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を 3 分の 1 ずつにする」という目標が掲げられた。

2 県推進計画の策定について

本県においては、今後、各施設の具体的な計画や、里親確保の見込み等を考慮・調整しながら、平成 26 年 9 月を目標に、次により県推進計画を策定し、併せて里親支援のあり方方等の検討を進めていく。

【施設における「家庭的養護推進計画」の策定】

・ 各施設に平成 27～41 年度までの 15 年間の「家庭的養護推進計画」の策定を要請する。
【県における「県推進計画」の策定】

・ 上記の 15 年間において確保すべき事業量(施設定員、里親数等)を設定し、各施設の養護計画を調整のうえ、「都道府県推進計画」を策定する。

【「子ども・子育て支援事業支援計画」との関係】

・ 平成 27 年度の子ども・子育て新制度開始に向け、「県子ども・子育て支援事業支援計画」に、社会的養護の施策に関する事項として「県推進計画」の要旨を盛り込む。

3 検討体制

計画策定及び実施に当たっては、養護計画の調整及び関係者の意見を反映するため、県、児童養護施設、里親会、児童相談所等からなる「県家庭的養護推進検討会」を設置して検討する。

4 計画骨子

- 要保護児童の現状と将来推計
児童人口・要保護児童数、養護形態別の措置状況の推移と 15 年後の見込等
- 児童養護の課題と小規模化・家庭的養護推進に関する将来像
県的家庭的養護の推進方針・児童養護の将来像、目標数値等
- 計画期間中の家庭的養護の推進に向けた取組と将来像実現に向けた施策
達成目標、取組課題、必要な施策のあり方、施設整備計画、グループケア等の実施計画

5 計画策定のスケジュール

平成 25 年度 社会的養護の需要量(要保護児童数)の推計、検討組織の立上げ、児童養護施設等の意向調査、家庭養護供給量の推計、需給調整についての施設との協議

※ 検討会議の開催 26 年 1 月 17 日に第 1 回を開催済み。3 月に第 2 回の開催を予定

平成 26 年度(前半) 必要な施策の検討、需給調整の継続、計画案作成

(後半) 子ども・子育て会議への中案付議、意見反映、最終案作成・会議報告

※ 検討会議の開催 26 年 4～9 月 1～2 回の開催を予定

東日本大震災津波による被災児童の状況について

1 被災孤児及び遺児

- 児童相談所や広域振興局の職員が市町村等と連携し、被災孤児及び遺児の状況把握を行うとともに、ニーズに応じた相談支援を実施。また、各種支援に関する相談窓口や利用可能な制度・サービス等について情報を提供

- 平成 25 年 11 月末現在、被災孤児 94 人、遺児 488 人（発災時胎児であった 6 人を含む）

◆被災孤児の里親等への委託状況

(単位：人)

区分	里親	親族等	離父母等	施設	18 歳到達	合計
児童数	62	5	13	4	10	94

2 子どものこころのケアセンターの設置運営 (H23 年度～)

- 平成 23 年 6 月から、宮古、釜石、気仙の 3 地域に子どものこころのケアセンターを設置し、県内外の医師の協力を得て、週 1 日程度こころのケアを実施
- 平成 25 年 5 月、沿岸 3 地域のケアセンターに加え、中長期にわたって担う全県的な拠点施設「いわてこどもケアセンター」を設置
- いわてこどもケアセンターには、児童精神科医のほか臨床心理士等の専門スタッフを配置し、沿岸地域への継続的な医師派遣を行うとともに、内陸部の子どもに対するこころのケアを実施

◆延べ利用児童数

利用児童数	開設日数 (a)	延べ数 (b)	実数 (c)	1日平均利用児童数 (b/a)	1人平均利用回数 (b/c)
H23. 6～H24. 3	85 日	287 人	108 人	3.3 人	2.6 回
H24. 4～H25. 3	126 日	435 人	99 人	3.5 人	4.4 回
H25. 4～H26. 1	281 日	1,513 人	234 人	5.4 人	6.5 回

注 1 実数は、新規利用児童の人数、延べ数は新規及び継続利用を含めた人数

注 2 1 回の相談が、長時間に及ぶことから、1 日平均 3～4 人程度の利用

注 3 1 人あたり平均 5.5 回程度利用しており、継続利用児童が増加

◆年代別利用児童数

年代別利用児童数	未就学	小学生	中学生	高校生	計
H23. 6～H24. 3	63 人 (22.0%)	127 人 (44.2%)	62 人 (21.6%)	35 人 (12.2%)	287 人
H24. 4～H25. 3	66 人 (15.2%)	206 人 (47.4%)	116 人 (26.7%)	47 人 (10.8%)	435 人
H25. 4～H26. 1	68 人 (4.5%)	550 人 (36.4%)	488 人 (32.3%)	407 人 (26.9%)	1,513 人

3 親族里親等への支援 (H23 年度～)

- 児童相談所による親族里親に対する訪問支援等を実施。
- 県里親会に委託し、被災孤児を養育する里親等を対象に、宮古・釜石・大船渡の 3 地区で、毎月 1 回児童の養育方法の情報提供や交流等を行う里親サロンや研修交流会等を実施
- 里親サロン：H23 年度 3 回、H24 年度 30 回、H25 年度 (1 月末現在) 30 回

4 ひとり親家庭支援事業の実施 (H23年度～)

沿岸広域振興局 (釜石) 及び管内の宮古・大船渡の各保健福祉環境センターに、遺児家庭支援専門員を配置し、市町村と連携しながら相談体制を確保し、被災遺児家庭の訪問・電話等により、各種支援制度の周知等を実施

○ H25年度活動状況 (1月末現在)：訪問 (延651件)、電話 (延595件)、郵便 (延2,462件)

5 遊びの提供等による支援

(1) 東日本大震災子ども支援センター運営事業 (H24年度～)

東日本大震災中央子ども支援センターに業務委託し、被災地の児童の遊び支援や親子、子ども
の支援者 (保育士、放課後児童クラブ職員等) への研修等を実施

◆遊び等の支援、研修会

区分	内容	支援数 (H26.1末)	
健全育成事業	室内型の遊び場の設置	14回	2,150人
	保育所等のバス遠足支援	80団体	6,895人
	園外保育の支援	32団体	1,194人
	芸術鑑賞機会の提供	42団体	1,792人
子育て支援事業	保育士等を対象とした研修会	2回	45人
	保育所等内の研修のサポート	21団体	902人
	放課後児童クラブにおける親子体験	9団体	262人
	未就学児対象の親子研修	6回	279人
	計		

(2) いわて子どもの森による被災地児童の支援

・ 岩手県社会福祉協会と連携して「いわて子ども遊び隊」を組織して、被災地の児童館、放課後児童クラブ、仮設住宅等を訪問し、遊びのキットを使ったおもちゃ作りなどを実施

○ H25年度 (1月末現在) (※ 職員派遣した回数を調査中 2/10判明)

・ 被災地の児童館の子どもやその保護者をいわて子どもの森に招待し、日ごろ体験できない多様な遊びや宿泊施設を利用した宿泊体験等を提供

○ H25年度 (1月末現在) 7団体 197名を招待

(幼児 49人、小学生 92人、保護者 40人、職員・指導員等 10人)

(参考)

いわてこどもケアセンター資料

1 概要

平成 23 年 6 月から沿岸 3 地域に順次設置した地域ケアセンターに加え、新たに、子どもこころのケアを中長期的にわたって担う全県的な拠点施設「いわてこどもケアセンター」を設置。こころのケアセンター（大人）、県医師会が運営する高田診療所、地元医師会のほか、学校、児童相談所など、子どもの支援機関等と緊密に連携し運営

- (1) 設置場所
岩手医科大学サルチメダイア教育研究棟（矢巾町）1 階（建物スペース 588 m²）
- (2) 運営
県が岩手医科大学に委託し運営
- (3) 機能
ア 地域ケアセンターへ医師等の派遣
イ 内陸部の子ども（沿岸からの避難者を含む）の診療
ウ 岩手医科大学と連携した児童精神科医の養成確保
エ 小児科医や子どもの支援者への研修等による支援

2 運営

児童精神科クリニックとして運営（5 月 13 日（月）から診療開始）

- (1) 外来（月曜日から金曜日）
ア 対象者
初診時の年齢 15 歳（中学校 3 年生）までを対象
イ 受診方法
完全予約制 受付時間 9:00～17:00
ウ 診察対象
・震災関連のトラウマティックストレス
・その他、子どもの心の問題
- (2) 専門的な心理療法
認知行動療法、プレイセラピー、カウンセリングを実施
- (3) こどもダイ・ケア
ア 対象者
心理的・精神医学的問題で学校不適応等の状態にある小学生から中学生を対象
イ 内容
創作、運動、スポーツ、遊び、学習等
- (4) 地域ケアセンター
いわてこどもケアセンターによる巡回診療を実施
宮古地域：毎週木曜日 岩手県立宮古病院内
釜石地域：毎週木曜日 岩手県立釜石病院内
気仙地域：毎週月曜日 岩手県立大船渡病院内

(参考資料)

平成 26 年度の組織体制及び主要事業について

1 児童家庭課の組織体制について

平成 27 年 4 月に施行予定の、質の高い教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大などを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を着実に推進するため、課の名称を児童家庭課から「子ども子育て支援課」に変更する。

新たな課においては、新制度の実施主体である市町村とともに、事業支援計画を策定し、各種条例・規則を制定するほか、現在、法務学事課で所管している認定こども園の事務を移管し、新基準での認可等を行うなどの準備を行うものとする。

2 子育て支援に関連する主要事業

平成 26 年度の保健福祉部における子育て支援関連主要事業は、裏面記載のとおり。

平成26年度主要事業（保健福祉部）

震災対応分

（単位：百万円）

事業名	H26当初予算額	H25当初予算額	差引	新規	一部新規	単独	事業内容
児童福祉施設災害復旧事業費補助 (児童家庭課)	2,176.6	2,116.2	60.4				被災した保育所及び児童厚生施設等の災害復旧事業に要する経費を補助
保育所徴収金減免支援事業費補助 (児童家庭課)	140.1	131.3	8.8				被災者の経済的負担を軽減するために市町村が実施する保育料減免に要する経費を補助
被災地発達障がい児支援体制整備事業費 (障がい保健福祉課)	25.4	24.6	0.8				被災した発達障がい児・者のニーズ把握及び障がい福祉サービス等の利用支援を実施するため、沿岸地域に専門職員（コーディネーター）を配置
被災児童外費事業費 (児童家庭課)	241.6	307.1	△ 65.5				被災児童を支援するため、こころのケアや、健全育成支援、養育者等への相談支援、支援者等への技術的支援等を実施

通常分

（単位：百万円）

事業名	H26当初予算額	H25当初予算額	差引	新規	一部新規	単独	事業内容
I 地域の保健医療体制の確立							
周産期医療対策費 (医療政策室)	451.9	878.6	△ 426.7				総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、周産期母子医療センターの運営への支援や周産期医療情報ネットワーク△△の運営などを実施
若者出会い応援推進事業費 (児童家庭課)	2.8	0.0	2.8	○		○	若者の結婚支援に係る取組を推進するため、講演会等の開催による機運醸成を図るとともに、地域における婚活支援のあり方の方針を策定
周産期医療対策費 (医療政策室)	451.9	878.6	△ 426.7				総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、周産期母子医療センターの運営への支援や周産期医療情報ネットワーク△△の運営などを実施
保育対策等促進事業費補助 (児童家庭課)	668.3	660.2	8.1				仕事と子育ての両立を容易にし、安心して子育てができるような環境を整備するため、市町村が実施している保育所等において休日・延長保育等の実施に要する経費等を補助
地域子育て活動推進事業費補助 (児童家庭課)	717.1	602.7	114.3				児童の健全な育成を図るため、市町村が行う放課後児童クラブ等の健全育成のための事業に対し、その経費を補助するとともに、職員等の資質向上を図るための研修を実施
子育て応援推進事業費 (児童家庭課)	5.3	1.5	3.8			○	子育てにやさしい環境を整備するため、子ども・子育て会議の開催、社会全体で子育て支援を行う意識の啓発や機運の醸成を促進
子育て支援対策臨時特別事業費 (児童家庭課)	599.7	570.0	29.7				子どもを安心して育てることができるような体制を整備するため、保育サービスの拡充、地域の子ども・子育て家庭への支援を実施
児童養育支援ネットワーク事業費 (児童家庭課)	15.7	53.7	△ 38.0				児童虐待の未然防止に向け、早期発見、早期対応、再発防止に至る総合的な取組を推進
療育センター整備事業費 (障がい保健福祉課)	188.5	197.6	△ 9.1				岩手県立療育センターの移転改築整備のため、整備基本計画に基づき、基本設計・実施設計等を実施

岩手県子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第4項の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)
 - (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。